

原子力災害対策本部

本部長 安倍 晋 三 様

飯舘村の避難指示解除時期・長期宿泊に係る

要 望 書

平成28年4月5日

福島県相馬郡飯舘村長

菅 野 典 雄



福島県相馬郡飯舘村議会議長

大 谷 友 孝



飯舘村の避難指示解除時期・長期宿泊に係る要望書

あの忌まわしい原発事故から早くも5年が経過した。

未だ復興への見通しが不明な中で、本村では、今後の暮らしをどうしていくのか、決めることができない状態が続いている。

国は、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂（平成27年6月12日閣議決定）において、避難指示解除準備区域・居住制限区域について、遅くとも事故から6年後（平成29年3月）までに避難指示を解除し、住民の方々の帰還を可能にしていけるよう、除染の十分な実施はもとより、インフラや生活に密着したサービスの復旧などの加速に取り組むことを明確にした。本村では、村一丸となって、一日も早く帰村できる環境の整備に努め、一定の復旧を見たが、これまで、国による直轄除染の遅れに伴い、復興・再生が大幅に遅れてきた現状がある。

現在、本村では、村の復興計画（第5版）を策定し、復興・再生について、村民ができるだけ先行きを見通せるよう、雇用を含めた新たな産業振興策やインフラ整備、暮らしや教育環境などについて、精力的に取り組んでいる。しかしながら、村民の5年にわたる避難生活に伴う苦痛は限界に近づいており、村としてのコミュニティの維持が困難になる中で、今後一人でも多くの村民が帰還を果たすためには、早期に村民に具体的な解除の時期を示し、今後の暮らしの見通しを示していく必要がある。このため、国は全責任を持って、早期に村民に対して帰村に向けた見通しを示すべきである。

については、これまで要望してきた村の復興・再生を一層加速させるための施策の実現を図りつつ、下記事項について強く要望する。

記

1. 帰村に向けた明確な見通しを示すため、村内の避難指示解除準備区域・居住制限に関し、平成 29 年 3 月に避難指示の解除を行うことを、早期に内閣総理大臣の責任で決定すること。

また、帰村の準備を自由に行えるようにするため、平成 28 年 7 月 1 日から避難指示解除の日まで自宅で長期宿泊ができるよう、取り図らうこと。

以上